こに真実衆生の救いならんと永劫修行する如来悲願が一点の曇りなく顕現せられているのである。これ、如来の歩み行き、在り様に外ならない。而してそれは、仏道が仏名に於て成ぜられるに深く呼応するものであろう。「名が仏事をなす」仏道、「称我名号下至十声」の叫びを聞く仏道に於ては、報仏報土が衆生の上に名乗りを上げ展開する事とは、「彼仏光明無量照二十方国一無レ所二障礙一是故号為二阿弥陀一」と教言される如く、光明清浄無量世界相が阿弥陀なる名号に於て体現せられる事に外ならぬ。では定善法の上での報仏報土の名乗りとは「南無阿弥陀仏となりまします」ことであろう。而してそこに智恵光を以て衆生の真底に永劫修行し、衆生の黒闇を破せることとは「南無阿弥陀仏といふ本願をたてましま」す事の内景ではないか。それでは定善法の上に既述の如くの、機に即した如来の在り様を窺う事とは正しく「南無阿弥陀仏といふ本願をたてましまして…南無阿弥陀仏となりまします」という仏名号の、その内景を真に了受する事である。名義に相応する事であり、名号のいわれを聞く事である。ここにこそ「上来雖レ説二定散両門之益一望二仏本願意一在二衆生一向専称二弥陀仏名一」なる感応が成立するのである。これ、像観・真身観に念仏が教示されねばならなかった所以である。そして南無阿弥陀仏の内に展開せられるその如来の在り様こそが善導をして「言二阿弥陀仏一者即是其行」といわせしむるものであろう。正しく阿弥陀仏として表象せられる如来の在り様に帰命する無有出離之縁の下々品心にとりては、往生への行は、摂取不捨なる如来の在り様そのままを行として乗彼願力すること一つの外にはないのである。「念仏衆生摂取不捨」とはかくの如き如来の事実、在り様を一言にして喝破したものであり、本願の自証もここを離れては決して生命を具さぬと言い得よう。念仏の中に衆生が観知せしめられる本願の歩み、本願の事実こそ、本願の自ずからなる証明なのである。

譬喩経類の一研究

特に経律異相・法苑珠林所引譬喩経類と大正大蔵経巻四所収譬喩経類との対照を通して

大内文雄

一

僧祐の出三蔵記集巻九に東晋の康法邃の手になる「譬喩経序」という次の一文がある。

譬喩経者、皆是如来随時方便四説之辞……（中略）…而前後所写互多複重、今復撰集事取一篇、以為十巻、比次首尾皆令条別、趣使易了於心無疑、…（以下略）[1]

右の序文によれば、この譬喩経は純粋の翻訳経典と言ったものではなく、新たに諸経より譬喩を集めて首尾一貫せしめた性格のものであることが知られる。またこの経典に関して出三蔵記集巻二には、「晋の成帝の時、沙門康法邃、衆経より抄集して此の一部を撰す」[2]と記しており、隋の法経録巻六を見れば、この経典を「雑譬喻集十巻」[3]とも記録している。ここでは現行譬喩経類の中に

於ける「抄集衆経」の要素の有無、また各譬喩経間の譬喻の連絡の有無等を、梁の経律異相、唐の法苑珠林に引用されて今日にまで伝えられている譬喩経を利用して述べてみたいと思う。[4]

二

ここで取り上げる譬喩経類は、表(一)に示す経律異相所引の十一種、法苑珠林所引の五種、現行本では大正大蔵経巻四所収の五種[5]である。

―表(一)―

経律異相所引譬喩経類				
番号	経典名	巻数	引用回数及び譬喩数
a	譬喩経	巻数の記載なし	10
b	譬喩経	上下二巻	2
c	旧譬喩経	上下二巻	3
d	旧雑譬喩経	上下二巻	3
e	十巻譬喩経	十巻	40
f	譬喩経	十巻までの記載あり	20
g	雑譬喩経	巻数の記載なし	15
h	一巻雑譬喩経	一巻	5
i	雑譬喩経	八巻までの記載あり	16
j	雑譬喩経	上下二巻	3

法苑珠林所引譬喩経類					現行譬喩経類				
					No. 204	No. 205	No. 206	No. 207	No. 208
k	イ	ロ	ハ	ニ	ホ				
諸雑譬喩経	譬喩経	旧譬喩経	旧雑譬喩経	十方譬喩経	雑譬喩経	雑譬喩経	旧雑譬喩経	雑譬喩経	衆経撰雑譬喩
六巻までの記載あり	?	?	?	?	?	一巻	二巻	二巻	一巻
1	17	2	17	1	13	12	30	67	39	44

※現行本の番号は大正大蔵経の通し番号である。

次に示している表(二)は、経律異相所引譬喩経類の、法苑珠林所引譬喩経類及び現行本所載の譬喩に対する該当譬喩の調査の結果である。

このような調査の他に法苑珠林所引譬喩経類と現行本との対照等をも行ったが、以下では、主として表(二)に依り、一致する譬喩の多いもののみに就いて述べるに止めたい。なお、○印とその中の数字は、一致している譬喩を持つ経典とその譬喩数とを示す。

―表(二)―

	法苑珠林所引譬喻経類	現行譬喻経類	経律異相所引譬喻経類									
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
	イ	No. 204	①				②	④			①		
	ロ	No. 205			①								
	ハ	No. 206			①								
	ニ	No. 207					①						
	ホ	No. 208							②	①	①	①	
												③	
				①	③	②			①	①	①		
											⑦		
								②			②		

三

右の表(二)の中で現行本No.206の項を見ると、異相所引譬喻経類十一種の内、実に六種もの譬喻経がその譬喻を一致させている。その中で(b)(c)(d)は現行本と同系統と考えられ、(g)(h)は一致する譬喻も各々僅か一例であり、しかも訳語や文体を異にしている為に別系統の譬喻経と考えられる。(i)は同別を判断し難い。所で(b)(c)(d)の内、(c)には表(一)のように珠林所引の(ロ)(ハ)にも一致する譬喻がある。因みに珠林所引譬喻経類を現行本No.206と照合させてみると、一致する譬喻を持つものとしては(イ)(ロ)(ハ)の三種となる。(イ)は全十七例の内の一例のみが一致しているに過ぎないから暫く措くとして、他の二種は合計十九例全てが現行本No.206中の譬喻と一致している。特に(ハ)はその十七例全てを一致させていることから、これは現行本と同一経典と考えられる。従って、既に唐代には現行本No.206とほぼ同様のものが流布していたと考えてよい。

異相所引の(b)(c)(d)の三種は、共に上下二巻となっており、特に(c)(d)はその名称から推しても同一経典ではないかと思われる。このことに関して出三蔵記集を見ると、「旧」の字の冠せられているものは失訳の旧譬喻経二巻[6]のみである。所が隋の法経録ではこの失訳経が康僧会訳旧雑譬喻経集二巻として記され[7]、これより以後の経録には法経録とほぼ同様の記録が現われている。以上の事から、隋代に入って康僧会訳とされた失訳旧譬喻経二巻は、唐代に入っても康僧会訳のまま法苑珠林に引用され、それが現行本No.206旧雑譬喻経に連って来ていると考えられる。ただこの異相所引の(b)(c)(d)の譬喻数は、現行本No.206の譬喻数の一割余に過ぎず、また同じ異相所引のものの中でも(e)の四十例や(f)の二十例、また(i)の十六例、(g)の十五例などと比較して非常に少い。これは、梁代当時の旧雑譬喻経が、現行本と比べてその内容に於いてより貧弱なものであったことを示している。しかし、隋代頃を境として次第に増広され現在に至ったものであろう。

次に(i)の八巻までの雑譬喩経に就いて若干述べてみたい。表(二)を見ると、現行本の中のNo.205～208の四種にこれと一致する譬喩が見出せる。特にNo.207には七例あるが、これと重複してNo.208にも二例がある。所でこの七例の中でも特に注意すべきは「出雑譬喩経第四巻」と割注のある譬喩六例である。現行本No.207とは鳩摩羅什訳雑譬喩経一巻であるが、これは出三蔵記集巻二の羅什訳経目中に記録されているものである。林屋友次郎氏が既に指摘されている通り⑧、この異相所引(i)の第四巻には、羅什訳現行本No.207中の譬喩六例が収録されていたものであろう。従って(i)は、初めに述べた康法邃撰譬喩経十巻と同様に諸経より譬喩を抄集して成立していたものと考えられる。現行本No.206との異同を判別し難い理由も恐らくはここにあろう。ただこの経典も現在では散佚して伝わっていない。

所で現行本には羅什訳の譬喩経として、No.207の他に今一つNo.208衆経撰雑譬喩がある。この両者を対照してみると次のような結果が得られる。即ち、互いに一致する譬喩は九例であるが、No.208にはその九例が第十八喩から第二十六喩にかけて連続して収録されているのに対して、No.207にはそれがほぼ分散されている。この結果は先の(i)の場合と同様に、No.208にはNo.207からその譬喩を選び取って来た部分があることを示すものである。歴代の経録にはこの経典名の記録がないことと、そして衆経撰雑譬喩というNo.208の呼称がそれを傍証しているであろう。従ってまた大正大蔵経に収録されているこの経典も純粋の訳経とは言い難く、恐らくは羅什訳等の譬喩経から譬喩を抄集して編纂されたものと思われる。

四

この他、経律異相に引用されているものの中では(k)の諸雑譬喩経も「抄集衆経」の譬喩経ではないかと考えられる。譬喩経の中には、羅什訳雑譬喩経のように翻訳経典として流布して来たものがある反面、中国に於いて新たに編纂し直された所謂「抄集衆経」の譬喩経類が存在している。こうした譬喩経類は祀杆の訳経でない以上、散佚し易い傾向を持つものであるが、しかもなお譬喩を抄集しての編纂が繰り返されたであろうことは、今までの例からしても想像に難くない。

以上、その譬喩経類の一部に限って駆け足的に述べるに終ってしまったが、他の譬喩経類、例えば敦煌本も存在する法句譬喩経等をも含めた譬喩経類全体の持つ特質に関しては、今後の機会に於いて述べて行きたいと思う。

註

① 大正五五、六八頁c

② 大正五五、一〇頁a

③ 大正五五、一四五頁b

④ 参照した書物は、林屋友次郎著「異訳経類の研究」と常盤大定著「後漢より宋斉に至る訳経総録」の両書である。特に前者の第六「譬喩経類の研究」では、経律異相所引の譬喩経類に就いて詳細に論ぜられている。

⑤ 経律異相所引のものの名称及び巻数はその割注によっているが、法苑珠林には巻数の記載がないために不明である。

⑥ 同集巻四新集続撰失訳雑経録、大正五五、二二頁a
⑦ 同録巻六西方諸聖賢所撰集、大正五五、一四四頁b
⑧ 前掲注④同氏著書二六一頁～二六二頁

阿毘達磨における触処論
――水界と触処の関係――

野々自　了

今日まで多くの学者によってセイロン上座部と有部の教義が比較され、両部派の間に種々の相違点があることが指摘されている。これから述べようとする「水界と触処」の問題も、その相違点の一つである。

セイロン上座部の法集論六四八偈に所触処を定義して

「地界・火界・風界・固・軟・滑・麁・楽触・苦触・重・軽なり。その不可見・有対なる所触が不可見・有対なる身により、或は已触、或は正触、或は応触す……是が『色の所触処なる』なり」

と述べ、水界を触処から除いている。更に法集論註はこれを釈して、水界は不可見・無対で法処所摂とするのである。[1] この点が、四大種全てを不可見・有対の触処と考える有部の見解と大きく異なるところである。何故、セイロン上座部では水界を無対として触処からはずさねばならなかったのであろうか。この点に関して、従来、次のような推論が示されている。

「水の湿（sineha）の触感を重視しないで水の結著作用（bandhanatta）を重視した結果、結著そのものは触感し得ないが故に、水界を触処から除き去ったものでなかろうか。[2]」

しかしながら、これは資料的裏付けに欠ける為、必ずしも決定的なものではない。

この問題に関する資料はあまり多く得ることは出来ないが、本稿はその数少ない資料の中から、この問題に対する両部派の相違の根本原因を探るための一試論である。

セイロン上座部の綱要書 Abhidhammatta-saṅgaha の ṭīkā である Abhidhammatta-vibhāvanī の中でこの問題に触れている箇所がある。年代的に見れば後期に属する論書ではあるが、セイロン上座部の伝統的見解であり、問題を解明する為の有力な手がかりとなる。Abhidhammattha-vibhāvanī に曰く

「水界の微細なる状態によって、触ることが不可能であるが故に、『水界を除ける三大種と称せらるる（触、云々）』と（説かれたのである）。たとえ冷たさが触って得られたとしても、それは即ち火界である。鈍い暑さの時に冷たさと称されるのは、何らかの徳性の不足の故である。それらは、冷たいという覚の確立せざる状態から知られるのであり、こちら岸と向こう岸の如し。（それは、次の）如くであって、炎暑時に立っていて影に入った為に冷たさの覚があり、そこで長時間立てる為に暑さの覚がある。若し水界が冷たさであるならば、暑い状態と共に一方の聚では（冷たさが）得らるべきであるのに、そのよ